

平成二十六年財務省令第二十二号

地方法人税法施行規則

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十六条第一項第二号及び第九項第三号、第十七条第一項第三号、第十九条第一項第五号、第四項及び第六項第四号並びに第二十九条第六項並びに地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）第十条第二項第三号の規定に基づき、地方法人税法施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において「内国法人」、「外国法人」、「人格のない社団等」、「被合併法人」、「合併法人」、「連結親法人」、「連結子法人」、「連結法人」、「適格合併」、「連結事業年度」、「地方法人税中間申告書」、「地方法人税確定申告書」、「期限後申告書」、「修正申告書」、「更正」、「還付加算金」又は「課税事業年度」とは、それぞれ地方法人税法（以下「法」という。）第二条第一号から第八号まで、第十号、第十三号、第十五号から第十八号まで、第二十号若しくは第二十三号又は第七条に規定する内国法人、外国法人、人格のない社団等、被合併法人、合併法人、連結親法人、連結子法人、連結法人、適格合併、連結事業年度、地方法人税中間申告書、地方法人税確定申告書、期限後申告書、修正申告書、更正、還付加算金又は課税事業年度をいう。

（地方法人税中間申告書の記載事項）

第二条 法第十六条第一項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十六条第一項の法人の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地
- 二 代表者の氏名（外国法人にあっては、代表者の氏名及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名。以下同じ。）
- 三 当該課税事業年度の開始及び終了の日
- 四 その他参考となるべき事項

2 法第十六条第一項各号に掲げる事項を記載する地方法人税中間申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表三に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

（退職年金等積立金に係る基準法人税額に対する地方法人税の中間申告書の記載事項）

第三条 法第十六条第十項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十六条第十項の法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地
- 二 代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあつては、管理人。以下同じ。）の氏名
- 三 当該課税事業年度の開始及び終了の日
- 四 その他参考となるべき事項

2 法第十六条第十項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表四に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

（仮決算をした場合の地方法人税中間申告書の記載事項）

第四条 法第十七条第一項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条第一項の法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地
- 二 代表者の氏名
- 三 当該課税事業年度の開始及び終了の日
- 四 法人税法第八十条、第八十一条の三十一又は第四百四十四条の十三の規定により還付の請求をする場合には、法第二十三条第一項に規定する確定地方法人税額のうち同項の規定により還付を受けるべきこととされる金額
- 五 その他参考となるべき事項

2 法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載する地方法人税中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一から別表二付表まで（更正請求書にあっては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

（地方法人税確定申告書の記載事項）

第五条 法第十九条第一項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十九条第一項の法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地
- 二 代表者の氏名
- 三 当該課税事業年度の開始及び終了の日
- 四 当該課税事業年度が残余財産の確定の日の属する課税事業年度である場合において、当該課税事業年度終了の日の翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その分配又は引渡しが行われる日
- 五 法人税法第八十条、第八十一条の三十一又は第四百四十四条の十三の規定により還付の請求をする場合には、法第二十三条第一項に規定する確定地方法人税額のうち同項の規定により還付を受けるべきこととされる金額
- 六 その他参考となるべき事項

2 地方法人税確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一から別表二付表まで（更正請求書にあっては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

（連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類）

第六条 法第十九条第四項に規定する財務省令で定める書類は、当該課税事業年度の法第十五条の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類とする。

（退職年金等積立金に係る基準法人税額に対する地方法人税の確定申告書の記載事項）

第七条 法第十九条第六項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十九条第六項の法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地
- 二 代表者の氏名

- 三 当該課税事業年度の開始及び終了の日
- 四 その他参考となるべき事項

2 法第十九条第六項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表四に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

（電子情報処理組織による申告）

第八条 法第十九条の二第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条の規定の例による。

2 前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出は、内国法人（法第三条第三項において準用する法人税法第四条の七に規定する受託法人を除く。）が資本金の額又は出資金の額が一億円を超えることとなった日から一月以内（当該内国法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日から二月以内）に行わなければならない。

一 新たに設立された次に掲げる法人 その設立の日

イ その設立の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人（公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号及び第三号において同じ。）を除く。）

ロ 保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人

ニ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社

二 新たに収益事業（法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。次号において同じ。）を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人 その開始した日

三 公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の当該協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が一億円を超える場合における当該協同組合等 その該当することとなった日

3 法第十九条の二第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 申告書記載事項 法第十九条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該申告書記載事項を入力して送信する方法

二 添付書類記載事項 次に掲げる方法

イ 法第十九条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該添付書類記載事項を入力して送信する方法

ロ 当該添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第七号に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を法第十九条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

4 法第十九条の二第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項の定めるところにより、行わなければならない。

5 法第十九条の二第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

6 申告書記載事項又は添付書類記載事項を第三項各号に定める方法又は法第十九条の二第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

7 法第十九条の二第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、法第十九条の二第一項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第九条 地方法税法施行令（以下「令」という。）第十条第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結

2 法第二十九条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十九条第六項の請求をする同項の適用法人の名称、納税地及び法人番号

二 代表者の氏名

三 第一号の適用法人が連結親法人である場合には、法第二十九条第三項に規定する事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

四 法第二十九条第四項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

五 その他参考となるべき事項

（申告書の書式の特例）

第十条 国税庁長官は、別表一から別表四までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

2 国税庁長官が法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第六十八条の規定により同令別表一（一）から別表十九までの各表の書式に別表一から別表四までの各表の書式に準じて当該各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記した場合には、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項又は第七条第二項の規定により当該各表の書式によらなければならないこととされている記載事項の記載については、当該書式に代え、当該記載欄が設けられた同令別表一（一）から別表十九までの各表の書式によることができる。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年四月一四日財務省令第四三三号) 抄

1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月九日財務省令第六八号)

1 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第二条第一項第一号、第四条第一項第一号及び第五条第一項第一号の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する課税事業年度の地方税法中間申告書又は地方税法確定申告書(これらの申告書に係る修正申告書を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した課税事業年度の地方税法中間申告書又は地方税法確定申告書については、なお従前の例による。

3 新規則第八条第二項第一号の規定は、施行日以後に提出する地方税法第二十九条第六項の還付請求書について適用し、施行日前に提出した同項の還付請求書については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年三月三一日財務省令第二三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条の五の改正規定、第二十八条の五の改正規定、第二十八条の六の改正規定、第二十八条の七の改正規定、第二十八条の八の改正規定、第二十八条の九(見出しを含む。)の改正規定、第二十八条の十の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二十九条の第三第二項第二号の改正規定、第三十七条の六第二項第二号の改正規定、第六十条の十一の改正規定、第六十四条に一項を加える改正規定及び第六十五条に一項を加える改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十八年四月一日

附 則 (平成二七年四月一五日財務省令第四七号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の表の改正規定、別表三の表の改正規定及び別表四の表の改正規定並びに次項の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 改正後の地方税法施行規則別表一及び別表三(同表の表の「法人番号」の欄に係る部分に限る。)の書式は、平成二十八年一月一日以後に開始する課税事業年度に係る地方税法について適用し、同日前に開始した課税事業年度に係る地方税法については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年九月三〇日財務省令第七六号) 抄

1 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日財務省令第一七号)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の地方税法施行規則第二条第一項第二号の規定は、この省令の施行の日以後に開始する課税事業年度に係る地方税法について適用し、同日前に開始した課税事業年度に係る地方税法については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年四月一五日財務省令第四二号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方税法施行規則別表一から別表二付表までの書式は、平成二十八年四月一日以後に終了する課税事業年度に係る地方税法について適用し、同日前に終了した課税事業年度に係る地方税法については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年三月三一日財務省令第一八号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (平成二九年四月一四日財務省令第三七号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表四の記載要領第一号の改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

2 改正後の地方税法施行規則別表二及び別表二付表の書式は、平成二十九年四月一日以後に終了する課税事業年度に係る地方税法について適用し、同日前に終了した課税事業年度に係る地方税法については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年三月三一日財務省令第一四号)

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

2 令和二年四月一日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する課税事業年度において所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)第三条の規定による改正後の地方税法第十九条の二第二項に規定する特定法人に該当するものは、当該課税事業年度開始の日以後一月以内に改正後の地方税法施行規則第八条第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条第一項の届出を行わなければならない。

附 則 (平成三〇年四月一三日財務省令第三六号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)別表一から別表二付表までの書式は、平成三十年四月一日以後に終了する課税事業年度に係る地方税法について適用し、同日前に終了した課税事業年度に係る地方税法については、なお従前の例による。

3 改正前の地方税法施行規則(以下「旧規則」という。)別表一の書式又は地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年財務省令第四十二号)附則第二項の規定その他これに類する規定(以下「改正規則附則規定」という。)によりなお従前の例によることとされる場合における地方税法施行規則別表一の書式により平成三十年四月一日前に終了した課税事業年度に係る地方税法について同日以後に修正申告書の提出をする場合には、前項の規定及び改正規則附則規定にかかわらず、これらの表の「(ふりがな)代表者自署押印」の欄中「自署押印」とあるのは「記名押印」とし、これらの表の「経理責任者自署押印」の欄については記載を要しない。

4 新規則別表三の書式は、平成三十年四月一日以後に納税義務が成立する地方税法中間申告書に係る地方税法について適用し、同日前に納税義務が成立した地方税法中間申告書に係る地方税法については、なお従前の例による。

5 旧規則別表三の書式又は地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年財務省令第四十七号)附則第二項の規定(以下「平成二十七年改正規則附則規定」という。)によりなお従前の例によることとされる場合における地方税法施行規則別表三の書式により平成三十年四月一日前に納税義務が成立した地方税法中間申告書に係る地方税法について同日以後に修正申告書の提出をする場合には、前項の規定及び平成二十七年改正規則附則規定にかかわらず、これらの表の「(ふりがな)代表者自署押印」の欄中「自署押印」とあるのは、「記名押印」とする。

附 則 (平成三一年四月一三日財務省令第三二号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の記載要領に一号を加える改正規定、別表二の記載要領の改正規定、別表三の記載要領第五号の改正規定(「欄は」を「欄の記載に当たっては」に、「金額を記載する」を「ところによる」に改める部分、同号(1)中

「当該加算された金額の4.4%相当額」を「令和元年10月1日以後に開始する前課税事業年度にあつては当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額を記載し、同日前に開始した前課税事業年度にあつては当該加算された金額の100分の4.4に相当する金額を記載すること。」に改める部分及び同号(2)中「当該加算された金額の4.4%相当額」を「令和元年10月1日以後に開始する前課税事業年度にあつては当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額を記載し、同日前に開始した前課税事業年度にあつては当該加算された金額の100分の4.4に相当する金額を記載すること。」に改める部分に限る。)及び別表四の表の改正規定(「地方法人税額(2)」の欄に係る部分に限る。)は、令和元年十月一日から施行する。

- 2 改正後の地方法人税法施行規則(以下「新規則」という。)別表一から別表二付表までの書式は、平成三十一年四月一日以後に終了する課税事業年度に係る地方法人税について適用し、同日前に終了した課税事業年度に係る地方法人税については、なお従前の例による。
 - 3 新規則別表三の書式は、平成三十一年四月一日以後に納税義務が成立する地方法人税中間申告書に係る地方法人税について適用し、同日前に納税義務が成立した地方法人税中間申告書に係る地方法人税については、なお従前の例による。
 - 4 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から令和元年九月三十日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。
-

同上の4.4%相当額	21
------------	----

同上の4.4%又は10.3%相当額	21
-------------------	----

」と、

」とあるのは「

一 新規則別表一の書式 同表の表中「

同上の4.4%相当額	23
------------	----

同上の4.4%又は10.3%相当額	23
-------------------	----

と、

地方 法人 税 額

(6) × 4.4% - (((法人税申告書別表六(五の二)「5の③」) + (法人税申告書別表十七(三の十二)「1」) - (6))と0のうち多い金額)

(マイナスの場合は0)

とあるのは「

地方 法人 税 額

(6) × (4.4%又は10.3%) - (((法人税申告書別表六(五の二)「5の③」) + (法人税申告書別表十七(三の十二)「1」) - (6))と0のうち多い金額)

(マイナスの場合は0)

と、

恒久的施設 帰属

(25) × (4.4%又は10.3%) - (((法人税申告書別表十七(三の十二)「1」) - (25))と0のうち多い金額)

(マイナスの場合は0)

地方 法人 税 額

(24) × 4.4% - (((法人税申告書別表六(五の二)「5」) + (法人税申告書別表十七(三の十二)「1」) - (24))と0のうち多い金額)

(マイナスの場合は0)

地方 法人 税 額

(14) × (4.4%又は10.3%) - (((法人税申告書別表十七(三の十二)「1」) + (法人税申告書別表十七(三の十二)「1」) - (14))と0のうち多い金額)

(マイナスの場合は0)

二 新規則別表二の書式 同表の表中「

恒久的施設帰属地方法人税額
(25) × 4.4% - ((法人税申告書別表六(五の二)「5の③」) - (25)) と 0 の
うち多い金額)

(マイナスの場合は 0)

のは「」とする。

地方法人税の額から控除する金額
(法人税申告書別表十七(三の十二)「8」と(別表一「6」)-(11)のうち少ない金額)

5 施行日から令和元年十二月三十一日までの間における新規別表二付表の書式の適用については、同表の表中「

地方法人税の額から控除する金額
(別表一「7」)

るのは、「

附 則 (令和元年五月七日財務省令第一号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和元年六月二十八日財務省令第一三号) 抄

この省令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第一条中租税特別措置法施行規則第十九条の十四の三第一項第一号の改正規定は、同年八月一日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日財務省令第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条、第六条及び第八条の規定並びに附則第八条から第十条までの規定 令和二年四月一日

三 略

(地方法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第九条 地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

附 則（令和三年三月三十一日財務省令第三二号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

附 則（令和三年四月一五日財務省令第四三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表一から別表二付表までの書式は、令和三年四月一日以後に終了する課税事業年度に係る地方法人税について適用し、同日前に終了した課税事業年度に係る地方法人税については、なお従前の例による。

3 次の各号に掲げる書式により令和三年四月一日前に終了した課税事業年度に係る地方法人税について同日以後に地方法人税確定申告書（当該地方法人税確定申告書に係る修正申告書を含む。）の提出をする場合には、当該各号に定めるところによる。

一 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の地方法人税法施行規則別表一の書式又は地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第三十二号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお

(ふりがな) 代 記 名 表 押 者 印

る同令による改正前の地方法人税法施行規則別表一の書式 これらの表の表中「

(ふりがな) 代 表 者

(ふりがな) 国内源泉所得に係る 事業等の責任者 印 記 名 表 押

(ふりがな) 国内源泉所得に係る 事業等の責任者

「

二 地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第三十六号。以下「平成三十年改正規則」という。）附則第二項その他これに類する地方法人税法施行規則別表の書式を改正する省令の経過措置を定める規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの省令による改正前の地方法人税法施行規則別表一の書式（前号に掲げる書式を除く。） 平成三十年改正規則附則

(ふりがな)
代
署
押
印

(ふりがな)
代
表
者

第三項の規定にかかわらず、同表の表中「(ふりがな)
代
署
押
印」とあるのは「(ふりがな)
代
表
者」とし、同表の表の「経理責任者自署押印」の欄については記載を要しない。

4 新規別表三の書式は、令和三年四月一日以後に提出する地方法人税中間申告書に係る地方法人税について適用し、同日前に提出した地方法人税中間申告書に係る地方法人税については、なお従前の例による。

別表一 各課税事業年度の所得地方法人税に係る申告書

別表一 記載要領

- 1 この表は、法第6条第1号から第3号までに掲げる法人が確定申告（法第19条第1項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）の提出をいう。第3号において同じ。）若しくは仮決算による中間申告（法第17条第1項の規定による申告書の提出をいう。第3号において同じ。）又はこれらの申告に係る修正申告（修正申告書の提出をいう。以下同じ。）をする場合に記載すること。
- 2 「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載すること。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「課税事業年度分の地方法人税 申告書」の空欄は、確定申告をする場合には「確定」と、仮決算による中間申告をする場合には「中間」と、それぞれ記載し、修正申告をする場合には「修正確定」又は「修正中間」と記載すること。なお、期限後申告（期限後申告書の提出をいう。）をする場合には、その旨を併せて記載すること。
- 4 「法人税額／（法人税申告書別表一「4」＋「5」＋「7」）、（法人税／申告書別表一の二「4」＋「5」＋「7」）又は（法人税／申告書別表一の三「4」＋「5」＋「27」＋「28」）（1）」の欄は、法人税法施行規則別表一「10」、別表一の二「10」又は別表一の三「6」若しくは「29」で外書きした金額がある場合には、当該金額を含めて記載すること。
- 5 「この申告による還付金額／（11）－（10）（13）」の欄の外書には、法人税法第80条第6項（同法第81条の31第6項において準用する場合を含む。）又は第144条の13第12項の還付請求書を提出する場合に、同法第80条第1項に規定する還付所得事業年度、同法第81条の31第1項に規定する還付所得連結事業年度又は同法第144条の13第1項各号若しくは第2項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度の法第23条第1項に規定する確定地方法人税額のうち、法人税法第80条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第81条の31第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）又は第144条の13第1項（同条第9項から第11項までにおいて準用する場合を含む。）若しくは第2項（同条第10項又は第11項において準用する場合を含む。）の規定による請求により還付を受けようとする法人税の額に係る金額を記載すること。なお、修正申告をする場合において、当該金額が減少するときはその減少後の金額を記載し、既に法第23条第1項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは当該還付加算金の額のうち当該減少後の金額に係る金額を含めて記載すること。
- 6 「欠損金の繰戻しによる還付金額（18）」の欄は、法第23条第1項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは、当該還付加算金の額を含めて記載すること。

別表二 外国税額の控除に関する明細書

別表二 記載要領

- 1 「内国法人の外国税額の控除額の計算」の各欄は、内国法人が法第12条第1項の規定の適用を受ける場合に記載すること。
- 2 「課税標準法人税額／（4）－（5）（6）」の欄の記載に当たっては、「（4）－（5）」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。
- 3 「連結法人の外国税額の控除額の計算」の各欄は、連結親法人又は連結子法人が法第12条第2項の規定の適用を受ける場合に記載すること。
- 4 「課税標準法人税額／（12）－（13）（14）」の欄の記載に当たっては、「（12）－（13）」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。
- 5 「外国法人の外国税額の控除額の計算」の各欄は、外国法人が法第12条第3項の規定の適用を受ける場合に記載すること。
- 6 「課税標準法人税額／（23）－（24）（25）」の欄の記載に当たっては、「（23）－（24）」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

別表二付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

別表二付表 記載要領

- 1 この表のIは、連結親法人又は連結子法人が法第12条第2項の規定の適用を受ける場合に連結親法人又は各連結子法人ごとに記載し、その連結親法人又は連結子法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。
- 2 この表のIIは、連結親法人又は連結子法人が法第12条の2第2項の規定の適用を受ける場合に連結親法人又は連結子法人ごとに記載し、その連結親法人又は連結子法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。
- 3 この表のIIIは、連結親法人又は連結子法人が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の91第10項の規定の適用を受ける場合に連結親法人又は各連結子法人ごとに記載し、その連結親法人又は連結子法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。
- 4 連結親法人又は連結子法人が租税特別措置法第68条の93の3第10項の規定の適用を受ける場合には、この表のIIIに所要の調整をして記載すること。

別表三 法第16条第1項の規定による予定申告書

別表三 記載要領

- 1 この表は、普通法人（法人税法第2条第9号に規定する普通法人をいう。）が中間申告（法第16条第1項の規定による申告書の提出をいう。以下この号において同じ。）又は中間申告に係る修正申告をする場合に記載すること。
- 2 「月数換算」の欄の分母の空欄には、前課税事業年度の月数を記載すること。

- 3 「修正・更正・決定の年月日」の欄は、当該課税事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定（国税通則法第25条の規定による決定をいう。）の通知のあった日を記載すること。
- 4 「同上のうち土地譲渡税額等及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額に係る金額」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。
- (1) 前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項若しくは第63条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法（（2）において「令和3年旧措置法」という。）第42条の12の3第5項、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（（2）において「平成30年旧措置法」という。）第42条の5第5項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（（2）において「平成28年旧措置法」という。）第42条の10第5項若しくは第42条の11第5項の規定又は令附則第2条第2項第1号に掲げる規定により加算された金額がある場合 当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額
- (2) 前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項若しくは第68条の69第1項、令和3年旧措置法第68条の15の4第5項、平成30年旧措置法第68条の10第5項若しくは平成28年旧措置法第68条の14第5項若しくは第68条の15第5項の規定又は令附則第2条第1項第1号に掲げる規定により加算された金額がある場合 当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額
- 5 「差引/地方法人税額」の欄は、前課税事業年度が法第16条第1項第1号イに規定する最終の連結事業年度に該当する場合には、当該前課税事業年度のその普通法人に係る調整後連結地方法人税個別帰属支払額（同号イに規定する地方法人税額に係るものをいう。）を記載すること。

別表四 退職年金等積立金に係る地方法人税の申告書—退職年金業務等を行う法人の分

別表四 記載要領

- 1 この表は、法第6条第4号に掲げる法人が退職年金等積立金に係る確定申告（法第19条第6項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）の提出をいう。第3号において同じ。）若しくは退職年金等積立金に係る中間申告（法第16条第10項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）の提出をいう。第3号において同じ。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に記載すること。
- 2 「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載すること。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「課税事業年度分の地方法人税 申告書」の空欄は、退職年金等積立金に係る確定申告をする場合には「確定」と、退職年金等積立金に係る中間申告をする場合には「中間」と、それぞれ記載し、修正申告をする場合には「修正確定」又は「修正中間」と記載すること。なお、期限後申告（期限後申告書の提出をいう。）をする場合には、その旨を併せて記載すること。